

議案第十三号

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例

杉並区職員定数条例（昭和二十九年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「三一九三人」を「三一三三人」に、「五六七人」を「五〇六人」に、「八五人」を「一〇六人」に、「六五二人」を「六一二人」に、「八人」を「七人」に、「三八八三人」を「三七八二人」に改め、同条第三項第六号中「及ぶ者」を「及ぶもの」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。

杉並区職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(職員の定数)	(職員の定数)
<p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第四条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>一 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） 三一三三人</p>	<p>一 区長の事務部局の職員（福祉事務所の職員を含む。） 三一九三人</p>
二 略	二 略
<p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p>	<p>三 教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管する学校及び幼稚園の職員</p>
<p>イ 教育委員会及び学校の事務部局の職員 五〇六人</p>	<p>イ 教育委員会及び学校の事務部局の職員 五六七人</p>
<p>ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員 一〇六人</p>	<p>ロ 学校教育職員及び幼稚園教育職員 八五人</p>
計 六一二人	計 六五二人
四 略	四 略
<p>五 監査委員の事務部局の職員 七人</p>	<p>五 監査委員の事務部局の職員 八人</p>
六 略	六 略

			合計	三七八二人
2	略			
3	次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。			
一	五略			
六	杉並区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三号）に基づき、あらかじめその職務に専念する義務の免除に係る承認を任命権者から受けた者で、当該免除に係る期間が六箇月以上に及ぶもの			
七	及び八略			
4	略			

			合計	三八八三人
2	略			
3	次に掲げる職員の定数は、これを定数外とする。			
一	五略			
六	杉並区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三号）に基づき、あらかじめその職務に専念する義務の免除に係る承認を任命権者から受けた者で、当該免除に係る期間が六箇月以上に及ぶ者			
七	及び八略			
4	略			